へ　自動車又は二輪自動車に装置した容器（道路運送車両法第五十八条に定める自動車検査証（以下単に「自動車検査証」という。）若しくは道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十三条の二第三項に定める軽自動車届出済証に記載されている所有者又は道路運送車両法第三十三条に定める譲渡証明証に記載されている自動車又は二輪自動車の譲渡人と容器の所有者が同一でないものに限る。）及び自動車又は二輪自動車に装置していない容器（当該容器を譲渡することがあらかじめ明らかな場合における容器の自動車又は二輪自動車への装着者が所有するものを除く。）にあっては、容器の外面の見やすい箇所に規則第十条第一項第三号の氏名等（以下「氏名等」という。）を記載した票紙であってはがれるおそれのないものを貼付すること。

（圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器等の外観検査）

第二十条　圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器の外観検査は、次の各号に従って行うものとする。この場合、検査は、容器を自動車又は二輪自動車に装置したままの状態で行うことができるものとする。

一～四　［略］

（圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器等の漏えい試験）

第二十一条　［略］

2　圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器の漏えい試験（以下この項において単に「試験」という。）は、次の各号に従って行うものとする。この場合、試験は、容器を自動車又は二輪自動車に装置したままの状態で行うことができるものとする。

一～三　［略］

（容器再検査における容器の規格）

第二十二条　［略］

2　規則第二十六条第三項第三号及び同条第四項第四号の告示で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一～一の三　［略］

一の四　国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあっては刻印等において示された容器検査年月又は製造年月から十五年を経過していないこと。

二　自動車又は二輪自動車に装置されている容器にあっては、次に掲げるものとする。

イ　［略］

ロ　容器は、当該容器に貼付されている容器証票に記載された車台番号と異なる車台番号の自動車又は二輪自動車に装置されたことがないものであること。

三　自動車又は二輪自動車に装置されていない容器にあっては、自動車又は二輪自動車に装置されたことがないものであること。

（一般附属品の外観検査）

第二十四条　附属品（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されているものを除く。以下「一般附属品」という。）の外観検査は、次の各号に従って行うものとする。

一・二　［略］

へ　自動車に装置した容器（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第五十八条に定める自動車検査証（以下単に「自動車検査証」という。）に記載されている所有者、道路運送車両法第三十三条に定める譲渡証明証に記載されている自動車の譲渡人と容器の所有者が同一でないものに限る。）及び自動車に装置していない容器（当該容器を譲渡することがあらかじめ明らかな場合における容器の自動車への装着者が所有するものを除く。）にあっては、容器の外面の見やすい箇所に規則第十条第一項第三号の氏名等（以下「氏名等」という。）を記載した票紙であってはがれるおそれのないものを貼付すること。

（圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器等の外観検査）

第二十条　圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器の外観検査は、次の各号に従って行うものとする。この場合、検査は、容器を自動車に装置したままの状態で行うことができるものとする。

一～四　［略］

（圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器等の漏えい試験）

第二十一条　［略］

2　圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器の漏えい試験（以下この項において単に「試験」という。）は、次の各号に従って行うものとする。この場合、試験は、容器を自動車に装置したままの状態で行うことができるものとする。

一～三　［略］

（容器再検査における容器の規格）

第二十二条　［略］

2　規則第二十六条第三項第三号及び第四項第四号の告示で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一～一の三　［略］

一の四　国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあっては刻印等において示された容器検査年月又は製造年月から十五年を経過していないこと。

二　自動車に装置されている容器にあっては、次に掲げるものとする。

イ　［略］

ロ　容器は、当該容器に貼付されている容器証票に記載された車台番号と異なる車台番号の自動車に装置されたことがないものであること。

三　自動車に装置されていない容器にあっては、自動車に装置されたことがないものであること。

（一般附属品の外観検査）

第二十四条　附属品（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されているものを除く。以下「一般附属品」という。）の外観検査は、次の各号に従って行うものとする。

一・二　［略］